資料２－８

令和２年度民間空き家対策東京モデル支援事業（空き家の発生抑制対策）

「空き家になるその前に『活き家』登録推進事業」

株式会社こたつ生活介護
高齢者住まい相談室こたつ
2020年12月1日

１．在宅介護事業者、そして居住支援法人が『空き家』に向き合う理由

―　あたりまえに、自分らしく、暮らし続けたい　―

そんなあなたと家族を応援します

（在宅介護事業者）

→　在宅介護をサポートする中で、高齢者のいる世帯が、
環境や心身の状況変化などによって、在宅の継続が
難しくなり、施設入居を検討し始めることになる。

２．空き家になる理由は、主に２つだけ

そこに住んでいる方が、

①施設に入所される場合

→本人が十分に検討できる状況にないことがほとんど。

②ご逝去された場合

→相続などの関係でなかなか進まない。

… 誰も住まなくなり、放置すれば『空き家』

３．「空き家になってから考える」では、もう遅い。

空き家ではなく、『 活き家 』 という発想

→ 住まいの所有者が元気なうちから、「将来どうしたいのか」を
考えておくことが大切。

→『活き家』宣言書を作ってもらい、所有者そして家族などと
『住まい』について話しをする機会を持ってもらう。

→地域コミュニティの拠点や、介護施設の事業者等など、
実際に利用したい方とのマッチングまでをサポートしていく。

４．『 住まい 』と『 住まう人 』の変化の把握

①『住まい』も経年変化（劣化）する。

※まずは建物の状況を把握する必要あり

→インスペクション（既存住宅現況調査）・耐震診断

②『住まう人』も経年変化（老化）する。

※定期的な住まう人の様子確認（病気・転倒骨折・
認知症・　社会的孤立などの高齢化リスク）が不可欠

→『活き家』誓約書・活き家情報誌・見学会案内など

空き家になるその前に『活き家』登録推進事業とは

ご自宅の将来のことを気軽に相談ができる「活き家の窓口」から相談が可能です。「活き家」として登録して頂いた方には、情報紙や見学会などを通して、「活き家」としての活用事例や情報を提供します。また、定期的な訪問をすることで、住まいと住まう方の変化を把握し、地域包括ケアシステムによる切れ目のない支援を提供いたします。

我が家を将来、こんな風に使ってくれたら…

＊地域交流の場所
＊介護や福祉施設
＊リモートワークスペース
＊シェアハウス
＊子どもや孫に住んでほしい
＊売却して老人ホームの入居資金に

「活き家の窓口」 → 「活き家宣言」あなたの想いをお聞かせください。 → 「活き家」登　録

地域コミュニティの拠点や、介護・福祉施設の事業者など、利用したい方とのマッチングも行います。

「活き家」情報紙の発行
「活き家」見学会の開催

住まいと住まう人の変化の把握

住宅は、当然、経年変化しますが、適切に手入れされている家と、手入れされていない家とでは違いが歴然です。今まででは考えられないような大規模な災害にも耐えられるよう現時点での建物の状況を把握するために、ホームインスペクション（既存住宅現況検査）や耐震診断を行うことが必要です。
適切な改修・補強・管理により、
大切な住まいを未来へ繋げます。

また、住まう人も歳を取り、病気や転倒、認知症など、生活をする上でのリスクは歳を追うごとに高まります。特に一人暮らしの方は、社会から孤立してしまう可能性が高く、定期的な見守りなどを行い、住まう人の変化を把握するサポートもいたします。

地域包括ケアシステムにより、適切なタイミングで住まう人の状況変化に対応します。